

確定申告書の内容が間違っていたとき

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあることに気づいた方や、うっかり確定申告書の提出を忘れていた方はいますか。

もう一度ご確認ください。税額を多く申告していたことに気づいたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求められます。税額を少なく申告したこと

に気づいたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。

また、確定申告書を提出しなければならぬのに提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。

●お問い合わせ

江差税務署
江差町字橋本町84番地
☎52・0078

上之國 懐想記 25

—かみのくにかいそうき—



今回の写真は、昭和28年1月に撮影された上ノ国村消防団第5分団の集合写真です。当時は、約40人の団員で構成され、写真の中でハチマキをしている方が出初め式でハシゴを渡っていたそうです。また、旧ふじや食堂の場所に当時の消防団の建物があったと写真提供者の松浦さんが話していました。提供 松浦正さん(字湯ノ岱)

平成22年度の国民年金保険料は 15,100円です

国民年金保険料の納付は「口座振替」が便利でお得!

- 安心…自動引落しで納め忘れの心配なし!
- 便利…金融機関などに行く手間と時間が省ける!
- 簡単…1度の手続きで大丈夫!手数料もかかりません!
- お得…早割・前納を利用して最大3,800円の割引!

※原則として、初めて口座振替を申し込まれた方の初回は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2ヶ月分の保険料を引落としとさせていただきます。その後は当月分(50円割引)の1ヶ月分の引落としとなります。

保険料を当月末の口座振替【早割】にすると1ヶ月の保険料額15,100円が15,050円に!
月々50円(年間600円)のお得!

↓
6ヶ月分の口座振替による前納はもっとお得!
90,600円が89,570円となり1,030円のお得!
※10~3月分については、平成22年8月31日までに手続きしてください。

保険料を納めることが難しい方へ

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。対象となるのは次の3種類です。

①免除(全額免除・一部納付)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除または半額納付などの一部納付となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請をすることにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

保険料を未納のまま放置すると、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は①~③の申請をしましょう。

●お問い合わせ

日本年金機構函館年金事務所(函館市千代台町26-3) ☎0138-82-8000
役場 住民課 税務保険グループ

年金相談のご案内(完全予約制) ☆予約締切 開設日の3日前 ☆開設日時 4月15日(休)10:00~16:00
☆相談場所 江差町役場 ☆お問い合わせ 日本年金機構函館年金事務所(☎0138-82-8001)